

群馬県読書活動推進計画（第2次）原案 概要

1 計画改定の趣旨

本県では、読書活動の推進に向けて、令和2年度から令和6年度までの5年間にわたって「群馬県読書活動推進計画」（以下「読書計画」という）のもとに諸施策を実施してきた。

今年度、読書計画が終期を迎えることから、これまでの取組状況を検証するとともに、社会の変化等を踏まえた新たな施策の方向性を示すため、「群馬県読書活動推進計画(第2次)」を策定する。

2 計画の位置付け

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく県計画
- (2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づく県計画
- (3) 「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」を踏まえた計画
- (4) 「群馬県教育ビジョン」の個別基本計画

3 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

4 基本目標

「生涯にわたるウェルビーイングの向上につながる読書活動をめざして」
～主体的な学びにつながる読書環境の充実～

5 基本方針

(1) 生涯にわたる読書習慣につながる小さい頃からの読書習慣の定着

読書活動の魅力や意義を周知していくことは重要である。また、読書の楽しさや満足感等を得て、共有することは世代を超えた読書活動推進の循環が形成されることから、県全体で読書習慣を定着するための施策を充実させる。

(2) 多様な県民の読書機会の確保

障害等により読書に困難がある方、生活上、読書に困難がある方、日本語を母国語としない方等、多様な県民の状況を尊重し、様々な書籍の充実や読書情報の提供の工夫など、読書機会の確保に努める。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

多様な県民の読書機会の確保や非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、図書館等での電子書籍等のデジタルリソースの充実を図るとともに学校における電子書籍サービスやICTを活用した取組を進める。

(4) 県民のニーズに応じた読書活動の推進

県民の主体的な読書活動を推進するにあたっては、県民の意見を踏まえた取組を進めることが重要であり、アンケート等様々な方法で、県民の意見聴取の機会を確保し、多様な県民の意見を取組に反映させる。

6 取組内容

(1) 家庭における読書活動の推進のための取組

＜取組の方向性＞

- 家庭での積極的な読書活動の奨励
- 発達段階に応じた読書活動の充実
- 多様な関係機関による情報提供を通じた読書機会の確保

(2) 地域における読書活動の推進のための取組

＜取組の方向性＞

- 公立図書館等における書籍の充実、利用者ニーズへの対応
- 読書に関するイベント・講座の充実と周知
- 様々な状況にある県民の読書機会の確保
- 電子書籍の導入等による読書環境の整備とICT活用

(3) 学校等における読書活動の推進のための取組

＜取組の方向性＞

- 学校や幼稚園等における積極的・計画的な読書環境の充実
- 多様な児童生徒の状況に応じた図書整備・充実
- 電子書籍やICTを活用した取組の推進
- こどもの意見を反映させた学校の読書活動推進

(4) 読書活動におけるバリアフリーの推進

＜取組の方向性＞

- アクセシブルな書籍等の充実と円滑な利用促進

(5) 関係機関等の連携・協力

＜取組の方向性＞

- 学校、図書館、民間団体等との連携強化と必要な体制整備